

【規 定】

第 1 条 (元利金返済額等の自動支払)

- 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。)までに毎回の元利金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 借主は、本借入に関連して負担する不動産登記費用、保証料、事務取扱手数料、火災保険料および本借入に関する銀行の立替費用を第2項と同様の方法で支払うことを銀行に委託します。

第2条(繰り上げ返済)

- 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の7営業日前までに銀行へ通知するものとします。
- 未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に示された所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

| | 毎月返済のみ | 半年ごと増額返済併用 |
|-------------|---|--|
| 繰り上げ返済できる金額 | 繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額 | 下記の①と②の合計額 <p>①繰り上げ返済日に続く6か月単位に取りとめた毎月の返済元金</p> <p>②その期間中の半年ごと増額返済元金</p> |
| 返済期日の繰り上げ | 返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。 | |

また、以降の各返済日を繰り上げず、毎月または半年ごとの返済額を減額することもできるものとします。

第3条(期限前の全額返済義務)

- 借主の一人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第7条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
 - 借主またはその保証人が、暴力団員等もしくは第15条第1項各号のいずれかに該当し、自らまたは第三者を利用して同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第4条(銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第5条(借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の7営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算

期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第6条(債務の返済等にあてる順序)

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第7条(代り証書等の差し入れ)

事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書を差し入れるものとします。

第8条(印鑑照合)

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第9条(費用の負担)

次の各号に掲げる費用は借主が負担するものとします。

- 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第10条(届出事項)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届出るものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第11条(報告および調査)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第12条(債権譲渡)

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託も含む。)することができます。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含む。)の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第13条(個人情報情報機関への登録)

- 借主および保証人は、この契約に基づく下記の個人情報(その履歴を含む)が、銀行が加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のために利用されることに同意します。
 - 全国銀行個人情報センター(K S C)

| 登 録 情 報 | 登 録 期 間 |
|---|--|
| 氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報 | 下記の情報のいずれかが登録されている期間 |
| 借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。) | 本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間 |
| 銀行が加盟する個人情報情報機関を利用した日および本契約または本申込の内容等 | 当該利用日から1年を超えない期間 |
| 不渡情報 | 第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 |
| 官報情報 | 破産手続開始決定等を受けた日から10年間を超えない期間 |

| | |
|-----------------------|------------------------|
| 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨 | 当該調査中の期間 |
| 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報 | 本人から申告のあった日から5年を超えない期間 |

② 株式会社日本信用情報機構(J I C C)

| 登 録 情 報 | 登 録 期 間 |
|--|----------------------|
| 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等) | 下記の情報のいずれかが登録されている期間 |
| 契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等) | 契約継続中および契約終了後5年以内 |
| 取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等) | 契約継続中および契約終了後5年以内 |
| 債権譲渡の事実にかかる情報 | 当該事実の発生日から1年以内 |
| 本申込に基づく個人情報(個人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報) | 照会日から6か月以内 |

- 借主および保証人は、前項の個人情報が、その正確性、最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行ではできません)。
 - 銀行が加盟する個人情報情報機関
 - 全国銀行個人情報センター(K S C)
 - 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関
T E L 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
 - ㈱日本信用情報機構(J I C C)
 - 主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関
T E L 0570-055-955 http://www.jicc.co.jp
 - 銀行が加盟する個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関
 - ㈱シー・アイ・シー(C I C)
 - 主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関
T E L 0120-810-414 http://www.cic.co.jp

第14条(団体信用生命保険の付保)

- この契約による債務の担保として、銀行を保険契約者および保険金受取人とし、借主を被保険者とする団体信用生命保険を銀行の負担において付保した場合、借主あるいはその相続人は、その保険契約に定める保険事故が発生したときは、すみやかに銀行に通知し保険金請求のために必要な手続をとるものとします。
- 銀行が前項の保険契約にもとづき保険会社より保険金を受領したときは、期限のいかんにかかわらずこの契約による債務の返済に充当するものとします。ただし、保険契約に関し、告知義務違反その他の事由により保険金の支払いが取消された場合または保険金がこの契約による債務全額を返済するに不足した場合は、借主は期限のいかんにかかわらず債務の残額を直ちに返済するものとします。

第15条(反社会的勢力の排除)

- 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

【利率の変更】

第1条(金利の変動)

- 利率は、銀行の短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利(新長期プライムレート)(以下「基準金利」という)を基準として、今後基準利率の変動にともない、次に定める方法により引下げまたは引上げられるものとします。
 - 利率は年2回、毎年4月1日、10月1日(以下「基準日」という)における基準利率と前回基準利率とを比較し、差が生じた場合にその差と同一幅で変動するものとします。ただし、借入日の翌日以降最初に到来する基準日においてはその基準日における基準利率と借入日現在の本ローンの適用利率の基準となる銀行所定の日の基準利率(以下「借入時基準利率」という)とを比較するものとします。
 - 元金返済の据置が元利据置(利息一括徴収)または元利据置(利息元本組入)の場合、据置期間中の利率は借入時の利率を適用するものとし、据置期間満了日(以下「満了日」という)後の利率は、借入時基準利率と満了日の年の4月1日基準日(満了日が1月から6月までの場合)または10月1日基準日(満了日が7月から12月までの場合)の基準利率とを比較し、それぞれの差と同一幅で変動するものとします。
 - 前2号の4月1日基準日に決まる新利率は、同年6月の返済日の翌日から12月の返済日まで適用します。10月1日基準日に決まる新利率は、同年12月の返済日の翌日から翌年の6月の返済日まで適用します。
- 前項において基準利率の取扱いが廃止される等金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には銀行は基準利率の対象を一般に行われる程度のものに変更することができるものとし、変更後初回における前回との比較は銀行が相当と認める方法によるものとします。以後、新基準利率の対象となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。
- 利率が変更された場合、銀行は借主に対して原則として変更後第1回返済日以前に、変更後の利率・毎回の返済額等を文書により通知します。

第2条(利率の変更による元利金返済額の見直し)

前条により利率の変更がある場合には、元利金の新返済額を新利率、借入残高、残存期間等に基づいて、銀行所定の方法で再計算するものとします。

第3条(固定金利型・変動金利年1回型への変更)

借入期間中に本ローンの固定金利型または変動金利年1回型への変更は行いません。